

第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画(案)に対するご意見記入用紙

※ 用紙が足りない場合は任意の別紙にご記入ください。

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| お名前 〔法人又は団体の場合は、 その名称及び代表者の氏名〕 | 公益社団法人 札幌消費者協会 会長 高田 安春 |
| ご住所 〔法人又は団体の場合は、 主たる事務所の所在地〕 | 札幌市北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階 |

ご意見 (※ どの項目へのご意見か、わかるようにお書きください。)

| 該当場所 | 具体的意見 |
|----------------|---|
| わかりやすい情報提供について | <p>23 ページでは、〔市民（消費者）の意識について〕『「学べる機会の創出」と、「わかりやすい情報の提供」が重要であることがうかがえます。』とあり、24 ページで〔事業者の意識について〕『「わかりやすい情報の提供」が望まれています。』とある。</p> <p>また第 5 章の中の P31 記載の図表には「市民の役割」「事業者の責務」「札幌市の責務」に区分し、それぞれの役割がまとめられている。</p> <p>しかし、実際に市民が自らの役割を具体的に確認しようにも、どこをどう調べて良いのか、またそれらに関するセミナーや講座がどこでいつ行われるか等を中々把握できない。現在の札幌市の「食の安全」ホームページは内容が非常に豊富に作られているものの、今の構成では、そうしたことが把握しにくいのが現状ではないか。</p> <p>例えば「食品の表示」一つ挙げても、市民が知っておく食品表示知識と、事業者が取り組まなければならない食品表示制度の浸透ではその目的が異なる。</p> <p>従って、現在の「食の安全」ホームページの構成を大きく、市民向け・事業者向け・札幌市の取組み、の 3 つに区分し、そのページにいけば、それぞれに必要な全ての情報が把握できるようにすべきではないか。具体的でわかりやすい対策が必要と考える。</p> <p>更に言えば定期的又は不定期で「食の安全・安心メールマガジン」（市民向け項目と事業者向け項目両方を区分して載せる）のようなものがあれば、それによってもホームページへの誘導がしやすくなるのではないか。</p> |
| 学習する機会の提供 | <p>P52「施策 1 学習する機会の提供」では、「自主的に学習し」とあるが、一般の消費者には「食品の衛生的な取扱」や</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>指標の設定の仕方</p> | <p>「食品の表示」は難しい。各ライフステージに合わせて学習の機会を作り、専門家による「食品の安全に関する講座」として、回数・参加者数を計画の指標として掲げることが必要。</p> <p>「令和元年度 第1回市民意識調査」の「(1) 食の安全・安心について」では食品の安全性のうち「賞味期限・消費期限」に関心のある人は70.4%、衛生管理、産地表示、食品添加物については50%以上の人に関心を持っている、と答えている。さらに「食品の安全に関する知識がない」と答えた人は41.8%。その内59.4%が、学ぶ機会がないと答えている。</p> <p>これら食の安全については、学校教育の場で、あるいは地域や職場等で基本的な事を学ぶ機会を多くするためにも上記のように指標として設定すべき。</p> <p>P64の「6章 計画の推進体制と進行管理」2 進行管理 (1) 指標の設定 ア 施策目標1 (ア)「大規模食中毒の発件数」の条件として「患者500名以上の食中毒」を1件とする理由は何か。目標値として1件の患者数を少なくすべきではないか。(例えば大規模食中毒の条件を「患者100人以上の食中毒」とするなど)。</p> |
|-----------------|---|

【提出先】札幌市保健所食の安全推進課

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル3階

FAX: 011-622-5177

Eメール: shoku-azen@city.sapporo.jp

- ※ 持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかによりご提出ください。
- ※ ご意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です(お名前・ご住所は公開いたしません。)
- ※ 個人情報は札幌市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。